

現在、我が国においては、企業の海外進出を始め、様々な分野での国際化が進み、私達行政書士にとっても職域拡大の大きなチャンスと思われま

す。現代社会の動きを的確に捉え、社会の要請に対応するためにより一層の研鑽が求められています。このような中で、この度、広報部では、会報の1面を英文で飾るという初めての試みをさせていただきました。この機会に、会員の皆様には時代のニーズに応じて積極的に国際業務に参加されることを、また社会の皆様には国際化時代にあって、なお一層行政書士を活用していただくことを願って、PRを兼ねて行政書士の国際業務を敢えて英文で掲載させていただきました。ご了解いただければ幸いです。（広報部長 山添稲子）

会報しが5月号1面和訳

行政書士による国際業務

行政書士 岡田 有叶

行政書士によって提供される業務分野のなかで、「国際業務」と呼ばれる分野がある。私は出来るだけ多くの積極的な行政書士がその分野に参加することを願って、以下に同分野を紹介したい。

上記国際業務は三つのカテゴリーに分類することが出来ると考えられる。すなわち、1. 入国関連、2. 国際取引関連、3. 対日投資（FDI）関連、業務になる。それらの概略は次のとおりである。

1. 入国関連業務

国際業務のうち、入国関連業務は行政書士が関与する業務として、最も我々の社会に知られているように思われる。日本への入国、滞在期間の延長、在留資格変更の許可申請を含むビザ手続きは外国人個人のみならず、国際ビジネスやFDIを遂行する会社からも需要が豊富である。行政書士は外国人居住者の永住や帰化希望について法的に適切な背景があれば、対応出来る。

2. 国際取引関連業務

日本の会社が外国の会社と取引関係に入るとき、両社間の契約書作成が最初の行為とし

て取られなければならない。売買契約書、代理店契約書、技術提携契約書、守秘契約書など国際取引に関する多種類の契約書がある。法的に認められたこととして、行政書士は争訟性のある事柄を扱う契約書を除いて、これら全ての契約書を作成出来る。インボイスやパッキングリストを含む船積書類や銀行に対する買取書類の作成もまた国際取引関連業務の一つとして考えられる。

3. F D I 関連業務

F D I 関連業務を一言でいえば、知識や経験を含む行政書士の能力で、対日投資を希望する外国の会社を支援することであると私には思われる。外国の会社が関連会社、工場または支店を日本に設立し活動する場合、同社は設立や開業に関する然るべき許認可を日本の関係当局から得る必要がある。日本への人員の派遣も必要になるかもしれないし、そうなれば、同人員の日本入国及び活動について然るべきビザを得なければならない。しかしながら、同社は当然そのようなことについての日本の規則や手続きには不慣れである。そこで同規則や手続きに精通している日本の支援者が必要になる。行政書士はそれらに精通しており、F D I に関して外国の会社から出される広範囲な要望に応えることが出来る。

我々の社会が一層国際化していくに連れて、外国との人的、物的交流がますます活発になって来ている。国際業務に対する社会の需要が今後急速に増えていくことは間違いない。入国関連業務における行政書士の役割は先人のたゆまぬ努力のお蔭で人々によって高く評価されている。しかしながら、他の二つの業務すなわち国際取引関連業務やF D I 関連業務については、その役割は遺憾ながら一般の人々に余り知られていない。かかる状況において、F D I の推進にあたって行政書士の活用が政府によって提議されたと聞くことは、大変嬉しいことである。行政書士が政府の方針を支援する重要な役割を担うものと公に想定されていることに、我々は留意しなければならない。私は、多くの積極的な行政書士が国際業務に参加し、その高い利便性と質の高さを世に示して、政府や社会の期待に応えることを切に望んでいる。